

**付加価値税が免除される対象品目・サービス一覧表**（出所：付加価値税法 第1表、Value Added Tax Act）

パート1 次の品目は付加価値税が免除される。

1	HSコード 0511.10.00 のウシの精液。
2	HSコード 0511.91.10 の魚卵および魚卵。
3	HSコード 0511.99.10 のウシ以外の動物の精液。
4	HSコード 1201.10.00 および 1201.90.00 の大豆。
5	HSコード 1202.41.00 の殻に入った、ローストなどの調理をしていない落花生。
6	HSコード 1202.42.00 の煎ったり調理したりしていない殻付きの落花生
7	HSコード 1203.00.00 のコプラ（ココナツの実を乾燥させたもの）。
8	HSコード 1204.00.00 の亜麻仁
9	HSコード 1205.10.00 の低エルシン酸のナタネまたはコルザの種子

ケニア関税制度／関税以外の諸税

10	HSコード 1205.90.00 のその他の菜種またはコルザの種子
11	HSコード 1206.00.00 のヒマワリの種
12	HSコード 1207.21.00 および 1207.29.00 の綿の種子
13	HSコード 1207.40.00 の胡麻の種子
14	HSコード 1207.50.00 のマスタード・シード
15	HSコード 1207.60.00 のサフラワーの種子
16	HSコード 1207.99.00 のその他の油糧種子および油脂性果実
17	HSコード 1211.90.20 の除虫菊の花
18	HSコード 1212.93.00 のサトウキビ
19	ツバキ科の植物の未加工品。
20	HSコード第1類の生きている動物
21	HSコード第2類の食肉および食用のくず肉（HSコード 0209.および 0210.のものを除く）

22	HSコード第3類の魚類、甲殻類、貝類、その他の海産動物（HSコード0305、0306、0307のものを除く）
23	加工されていない牛乳
24	殻付きの新鮮な鳥の卵
25	HSコード第7類の食用野菜および特定の根菜・塊茎（HSコード0711のものを除く）
26	食用の果実及びナッツ類、HSコード第8類の柑橘類又はメロンの皮（HSコード0811、0812、0813、0814を除く）
27	HSコード第10類の穀類（HSコード1002の種子を除く）
28	HSコード第31類の肥やし
29	HSコード9018.31.00の針付きまたは針なしの注射器
30	HSコード9018.32.00の管状の金属針と縫合糸用の針
31	HSコードNo.9018.39.00のカテーテル、カニューレなど
32	血液バッグ
33	血液や液体を注入するセット

34	<p>自動車を含む材料、物品、機器のうち、以下のものは免除となる。</p> <p>(a) 障がい者、盲人、身体障がい者のために特別に設計されたもの</p> <p>(b) 障害者の教育的、科学的または文化的向上を目的としたもので、政府に承認された組織が使用するもの</p> <p>ただし、自動車については、4年に1回のみ適用され、本法の規定に基づく他の免除を受けていないものに限る。</p> <p>また (b) 項は自動車には適用されない。</p>
----	---

35

HSコード	品目
2106.10.00	タンパク質濃縮物およびテクスチャー化されたタンパク質物質
2106.90.10	乳児用に特別に用意された食品
2106.90.99	その他 - 他に指定されていない、または含まれていない食品調製品
2106.90.91	食品用サプリメント
2936.27.00	ビタミンCおよびその誘導体

ケニア関税制度／関税以外の諸税

2941.20.00	ストレプトマイシンおよびその誘導体；その塩
2941.30.00	テトラサイクリンおよびその誘導体；その塩。
2941.40.00	クロラムフェニコールおよびその誘導体；その塩。
2941.50.00	エリスロマイシンおよびその誘導体；その塩。
2941.90.00	その他の抗生物質
3001.20.00	腺などの器官やその分泌物の抽出物
3001.90.00	その他 - ヘパリンおよびその塩類
3001.90.00	その他 - 治療用または予防用に調製された、他に指定または含まれないその他のヒトまたは動物の物質
3002.11.00	マラリア診断テストキット
3002.12.00	抗血清とその他の血液分画
3002.13.00	混合されていない免疫学的製品で、計量された用量または小売販売のための形態または包装に入れられていないもの
3002.14.00	混合された免疫学的製品で、計量された用量ではなく、小売販売のための形態や包装にもなっていないもの

3002.15.00	小売販売のために測定された用量または形態もしくは包装に入れられた免疫学的製品
3002.19.00	その他 - 抗血清、その他の血液分画および免疫学的製品（バイオテクノロジーのプロセスによって改変されたか、または得られたかどうかに関わらない）
3002.20.00	人間の医療のためのワクチン
3002.30.00	獣医のためのワクチン
3003.10.00	ペニシリン酸構造を有するペニシリンまたはその誘導体、ストレプトマイシンまたはそれらの誘導体を含む医薬品
3003.20.00	他の抗生物質を含む医薬品で、計量された用量ではなく、小売販売のための形態や包装でもないもの
3003.31.00	インスリンを含む医薬品で、計量された用量ではなく、小売販売のための形態や包装でもないもの
3003.31.00	インスリン
3003.39.00	ホルモンまたは HS コード 29.37 のその他の製品を含み、抗生物質を含まないその他の医薬品で、計量された用量ではなく、小売販売のための形態または包装に入っていないもの

3003.40.00	アルカロイドまたはその誘導体を含むが、HS コード 29.37 のその他の製品または抗生物質を含まない医薬品で、計量された用量で、または小売販売のための形態または包装で置かれていないもの
3003.90.00	その他
3003.90.10	口から入る以外の方法で摂取するための輸液で、計量された用量ではなく、小売販売のための形態や包装でもないもの
3003.90.90	治療用または予防用に混合された 2 種類以上の成分からなるその他の医薬品（HS コード 30.02、30.05 または 30.06 の商品を除く）で、計量された用量ではなく、小売販売用の形態または包装でもないもの
3004.10.00	ペニシリンまたはペニシリン酸構造を持つ誘導体、ストレプトマイシンまたはそれらの誘導体を含む医薬品で、計量された用量または小売販売のための形態または包装に入れられたもの
3004.20.00	抗生物質を含む医薬品で、小売店で販売するために計量された量または形態や包装に入れられたもの
3004.31.00	インスリンを含む医薬品を、計量した用量で、または小売店で販売するための形態や包装にしたもの
3004.32.00	副腎皮質ホルモンを含む医薬品で、計量した用量で、または小売販売のための形態や包装に入れられたもの

ケニア関税制度／関税以外の諸税

3004.39.00	ホルモンまたは HS コード 29.37 のその他の製品を含むが、抗生物質を含まないその他の医薬品で、計量された用量で、または小売販売のための形態または包装で提供されるもの
3004.40.00	アルカロイドまたはその誘導体を含み、ホルモンを含まない医薬品、または HS コード 29.37 のその他の製品、または抗生物質で、計量された用量で、または小売販売のための形態または包装に入れられたもの
3004.41.00	エフェドリンまたはその塩を含むもの
3004.42.00	プソイドエフェドリン（INN）またはその塩を含む
3004.43.00	ノルエフェドリンまたはその塩を含むアルカロイドまたは誘導体を含むその他の医薬品
3004.49.00	その他
3004.50.00	ビタミンを含むその他の医薬品、または小売販売のために計量された用量または形態もしくは包装に入れられた HS コード 29.36 の製品
3004.60.00	その他、抗マラリア活性原理を含むもの



3004.90.00	治療用または予防用の混合物または非混合物からなるその他の医薬品（HSコード 30.02、30.05 または 30.06 の商品を除く）
3004.90.10	口から摂取する以外の輸液で、計量された用量または小売販売用の形態または包装に入れられたもの
3004.90.90	その他の医薬品（HSコード 30.02、30.05 または 30.06 の商品を除く）で、治療用または予防用の混合または未混合の製品からなり、計量された用量で、または小売販売用の形態または包装で置かれているもの
3005.10.00	医療、外科、歯科、または獣医学的目的のために、医薬品を含浸または塗布した粘着層を有するその他の物品、または小売販売用の包装形態のもの
3005.90.10	白色の吸収性綿わたで、医薬物質を含浸または塗布したもの、または医療、外科、歯科、獣医用に小売販売するために包装したもの
3005.90.90	その他のわた、ガーゼ、包帯および類似の物品（絆創膏、湿布など）で、医薬物質を含浸または塗布したもの、または医療、外科、歯科、獣医学的目的で小売販売するために包装形態にしたもの

3006.10.00	外科用の傷口を閉じるための滅菌されたキャットガット、同様の滅菌された縫合材および滅菌された組織接着剤、滅菌されたラミナリアおよび滅菌されたラミナリアテント、滅菌された吸収性の外科用または歯科用の止血剤
3006.20.00	血液グループ化のための試薬
3006.30.00	X線検査用の不透明化剤、患者に投与することを目的とした診断用試薬
3006.40.00	歯科用セメントおよびその他の歯科用詰め物；骨再建用セメント
3006.50.00	救急箱と道具
3006.60.00	ホルモン剤や殺精子剤をベースとした化学的避妊製剤
3006.70.00	ヒトまたは動物の医療において、外科手術や健康診断のために身体の一部を潤滑にしたり、身体と医療器具の間の結合剤として使用することを目的としたゲル製剤
3006.91.00	オストメイト用として識別可能な器具
3006.92.00	廃棄される医薬品
8802.30.00	積載重量が 2,000kg を超え 15,000kg 以下の飛行機およびその他の航空機

ケニア関税制度／関税以外の諸税

8802.40.00	積載重量が 15,000 キログラムを超える飛行機およびその他の航空機
8802.60.00	宇宙船（人工衛星を含む）と宇宙船の発射台車
9019.20.00	救急救命用具
9021.10.00	整形外科用または骨折用器具
9021.50.00	その他の人工的な体の部分。心臓の筋肉を刺激するためのペースメーカー（部品および付属品を除く）
9025.19.00	水分計および類似の浮動性計器、温度計、日射計、気圧計、湿度計、心理計、他の計器と組み合わせたもの
1006.30.00	半精米または全精米
0402.21.00	砂糖やその他の甘味料が添加されていない、重量比で脂肪分が 1.5%を超える粉末顆粒またはその他の固形状の牛乳
0402.29.00	重量比で脂肪分が 1.5%を超える粉末顆粒またはその他の固体形態のその他のミルク
0402.29.10	乳児用に特別に調製されたミルク
0402.91.00	その他、砂糖やその他の甘味料を使用していないもの
0402.99.00	その他のミルク

36	グルテンパン
37	HSコード 5608.11.00 の人造繊維材料の漁網
38	HSコード 6304.91.10 の蚊帳
39	HSコード 1213.00.00、1214.10.00、2308.00.00、2309.10.00、2309.90.10、2309.90.90、2302.10.00、 2302.30.00、2303.20.00、2303.30.00、2304.00.00、2306.10.00、2304.00.00、2306.10.00、2304.00.0090.10、 2309.90.90、2302.10.00、2302.30.00、2303.20.00、2303.30.00、2304.00.00、2306.10.00、2306.20.00、 2306.30.00、2306.41.00、2306.49.00、2306.50.00、2306.60.00、2306.90.00、2835.25.00 および 2835.26.00 の 動物飼料に使用される調製品
40	加工されていない緑茶
41	財務省長官が承認した、太陽電池装置または太陽電池装置メーカーに提供される原材料
42	HSコード 8803 の航空機部品（HSコード 8801 の商品の部品を除く）

43	財務省長官の承認を得て、公的資金によるプロジェクトの実施に直接的に使用するために輸入または購入された物品
44	財務省長官の承認を得て、映画製作者および撮影エージェントが使用するために輸入または購入する物品
45	農機具メーカーが産業化省長官の承認を得て、購入または輸入した投入財または原材料のこと
46	ケニア国防軍および国家警察が公式に使用する材料、機器、自動車を含むすべての商品
47	航空機用の方向探知用コンパス、計器、器具
48	HSコード 1001.11.00 および 1001.91.00 の小麦の種子
49	50 エーカー以上のレクリエーションパーク、コンベンション・会議施設の建設に直接的に使用される物品で、レクリエーションパークの所管省庁の長官が承認したもの
50	最低ベッド数 50 の専門病院の建設および設備に直接的に使用される物品で、保健省長官が承認したもの
51	HSコード 7321 のクリーンでエネルギー節約型のクッキングストーブおよびその部品で、エネルギー省長官が承認したもの
52	HSコード 3906.90.00 の高吸水性ポリマー(SAP)
53	HSコード 4703.21.00 のティッシュ、1層 14.5GSM

ケニア関税制度／関税以外の諸税

54	IP スーパーソフトフラッフパルプ、HS コード 4703.21.00 の処理パルプ 488*125mm (セロース)
55	HS コード 3921.90.00 のパンチングされた PE フィルム 15~22gsm
56	HS コード 5603.11.00 のспанバウンド不織布 15~25gsm
57	HS コード 4803.00.00 の高吸水性ポリマー
58	HS コード 3506.91.00 の感圧性接着剤
59	HS コード 3921.19.10 の無地のポリスチレンフィルム/LPDE
60	HS コード 3921.19.10 のプレーンポリスチレンフィルム/PE
61	HS コード 4811.49.00 の PE ホワイト 25~40gsm/離型紙
62	HS コード 5603.11.00 の ADL 25-40gsm
63	HS コード 5402.44.00 の伸縮性のあるサイドテープ
64	HS コード 5603.11.00 の 12-16 gsm สเปนバウンドピヨロポ不織布カバーストック
65	HS コード 3919.90.10 のポリメトリック弾性 2/3 ストランド

66	その他の航空機用スペアパーツ（民間航空の所管省庁の承認を得たもの）
67	農薬を製造するための投入財（農業省長官の承認を得たもの）
68	<p>観光客を輸送するために組み立てられた特別仕様の自動車で、以下の条件を満たすもの。</p> <p>(a) 車両は常に、観光用車両として認可を受けた会社によって登録され、運営されていること</p> <p>(b) 車両は、専ら観光客の輸送に使用されるものとする</p> <p>(c) 車両は、キャンプ用の設備、救助・応急処置用の設備、荷物入れ、通信用の設備を備えていること</p> <p>(d) 委員会が課すその他の条件</p> <p>ただし、他の用途のために車両の使用を変更または処分する場合には、税金が発生する。</p>
69	政府によって承認された者が、家庭用または工業用に、天然水を供給すること（ボトル入りの水を除く）
70	病院で使用するために特別に設計された衣料品、衣料品付属品、機器類
71	パンデミックや伝染病の際に、医療従事者、または一般市民が使用するフェイスマスクなどの個人用保護具
72	ケニア国外から到着した旅客が輸入した商品は、以下のような制限と条件のもとで VAT が免除される。

(a) 免除される商品は次の通り。

(i) 搭乗者の所有物であり、搭乗者に付随するもの

(ii) 搭乗者がケニアで個人的に使用するものであること

(iii) 担当官が許可する適切な種類と数量

(b) 以下の商品は VAT は免除されない。

(i) (f)および(g)項に規定されている場合を除き、あらゆる種類のアルコール飲料、香辛料入りの蒸留酒、タバコおよびその製造物。

(ii) 生地

(iii) 自動車。ただし(c)および(d)に規定されている場合を除く

(iv) 商用目的、または他の人への供給のための商品

(c) 前述の(a)および(b)項を条件として、以下の物品は、担当官が認めた場合は VAT が免除される。

(i) 着ている服



	<p>(ii) 以前の居住地で使用していたあらゆる種類の個人的な物品</p> <p>(iii) 自動車 1 台。ただし以前の居住地であるケニア国外で少なくとも 12 カ月間、個人的に使用していたもの（定員 13 人以上のバスおよびミニバス、積載量 2 トン以上の車両を除く）。</p> <p>(d) 次の物品は、(a)および(b)項を条件として、3 ヶ月を超えない一時的な来訪者が持ってきた荷物を担当官が認めた場合、VAT は免除される。</p> <p>(i) 滞在中に個人的に使用するために輸入された非消費財で、滞在終了後に帰国する際に持ち帰る予定のもの</p> <p>(ii) 適切な量と種類の消費可能な食料とノンアルコール飲料</p> <p>(iii) 国際機関の職員で、その機関での協議のために呼び戻された者が輸入する商品</p> <p>(e) 次の物品は、(a)および(b)項を条件として、ケニア居住者がケニア国外の訪問先から戻ってきた際に持ってきた荷物を担当官が認めた場合、VAT は免除される。</p> <p>(i) 着ている服</p> <p>(ii) 自分の個人的に使用していたもの</p>
--	---

(f) 前述の(a)および(b)項を条件として、旅客が輸入し、かつ旅客が所持する以下の物品には税金を課さない

(i) 1 リットル以下のスピリッツ（酒類を含む）または2 リットル以下のワイン

(ii) 香水とトイレ水は全部で 0.5 リットル以下で、そのうち香水は 4 分の 1 以下

(iii) たばこ、シガー、全部で 250 グラムを超えないもの

ただし、本項の免税措置は、18 歳に達した旅客にのみ支給される

(g) 前述の(a)および(b)項を条件として

(i) (c)、(d)および(e)項で認められる免税措置は、旅客が到着した日から 90 日以内、またはその到着から 360 日を超えない範囲で長官が許可する期間内に輸入された手荷物に関して認められる。

(ii) (f)項で認められる非課税枠は、別送手荷物として輸入される物品については認められない。

(h) 前述の(c)または(d)項の免除を受けた者が、到着日から 90 日以内にケニア国外に居住地を変更した場合、その者は 30

日以内、またはケニア国外に居住地を変更した日から 60 日を超えない範囲で長官が許可する期間内に、身の回り品

または家財道具を輸出しなければならず、そうでない場合は輸入日から税金が発生し、支払わなければならない。

	(i) 旅行者一人当たり 300 米ドルの価値までの物品は、旅行者が手荷物として輸入した場合、VAT は免除される。ただし、本人が 24 時間を超えてケニア国外に滞在している場合に限る。
73	<p>特定の地域で特定の期間に使用される緊急救援目的の物品で、救援機関に供給され、または輸入される次のもの。</p> <p>(a) 物品が、ケニアで自然災害や災難が発生した地域で使用されるものである場合</p> <p>(b) 物品は、ケニアで公式に認められている難民キャンプでの使用を目的としている場合</p> <p>(c) 物品が家庭用品、食料品、住居提供のための材料、または健康、衛生、教育目的の設備や材料であること</p> <p>(d) 天災や災害の場合は、6 ヶ月以内、または 12 ヶ月を超えない範囲で委員会が許可した期間内に輸入または現地での購入が行われるもの。</p>
74	ケニア国防軍の食堂に供給されるアルコール飲料または非アルコール飲料
75	HS コード 9021.40.00 の補聴器（部品および付属品を除く）
76	当地で製造されたマザーボード
77	情報通信技術を所管する長官の承認を受けたマザーボードの製造用投入財

78	プラスチックリサイクル工場の建設に使用されるプラント、機械設備
79	トウモロコシ粉、キャッサバ粉、小麦粉、キャッサバ粉の重量が 10%以上を含んでいるトウモロコシ粉。
80	住宅を所管する長官が承認した住宅建設に直接的に使用するために輸入または購入した物品。
81	教育を所管する長官が承認した、教育機関が使用するために輸入または購入した楽器およびその他の音楽機器。
82	HS コード 1005.10.00 のトウモロコシ（コーン）の種子。
83	エネルギー法に基づく試掘または探査ライセンス、石油法に基づく生産分配契約、または鉱業法に基づく鉱業ライセンスを付与された企業が、地熱、石油、または鉱業の試掘または探査に直接的に使用するために輸入または購入した自動車を除く物品。
84	エネルギー省長官の承認に基づき、太陽光発電モジュール、直流充電コントローラ、直流インバータ、太陽光を利用または蓄電するディープサイクルバッテリーなど、太陽エネルギーおよび風力エネルギーの開発および発電のための専門機器。

85	2020年4月25日以前に政府との合意または契約があり、その合意または契約に付加価値税の免除が規定されていた者に供給される対象物品。ただし、この免除は、エネルギー省長官の承認があれば適用される。
86	医療用人工呼吸器と医療用人工呼吸器の製造のための投入財
87	HSコード9506.91.00の理学療法用付属品、心臓病治療用トレッドミルで、保健省の認可を得て病院が使用するもの。
88	医療用おむつかぶれの治療に使用されるHSコード3304.99.00のデクスパンテロールで、保健省の認可を得て病院が使用するもの。
89	治療用または予防用に混合された2種類以上の成分からなるHSコード3003.41.00、3003.42.00、3003.43.00、3003.49.00、3003.60.00の医薬品（HSコード30.02、30.05または30.06の商品を除く）。
90	HSコード3822.00.00の診断用または実験用試薬、HSコード30.02または30.06以外のもの、保健省長官の承認を得た認定標準物質。
91	HSコード9018.11.00、9018.12.00、9018.13.00、9018.14.00、9018.20.00、9018.90.00の電気診断装置で、保健省長官の承認を得たもの。

92	HSコード 9018.41.00 の歯科学に使用されるその他の器具および機器、歯科用ドリルエンジンで、保健省長官の承認を得たもの。
93	HSコード 9018.49.00、9018.50.00、9018.90.00 の歯科科学に使用される外科用ブレードを含むその他の器具および機器で、保健省長官の承認を得たもの。
94	オゾン療法、酸素療法、エアロゾル療法、人工呼吸またはその他の治療用呼吸器で、保健省長官の承認を得たもの。
95	その他の呼吸器およびガスマスクで、保健省長官の承認を得たもの（機械的な部品や交換可能なフィルターを持たない保護マスクを除く）
96	HSコード 9021.21.00、9021.29.00 の人工歯および歯科用付属品、ならびに HSコード 9021.31.00、9021.39.00、9021.50.00 および 9021.90.00 の身体的人工的な部分で、保健省長官の承認を得たもの。
97	HSコード 9022.12.00、9022.13.00、9022.14.00 および 9022.19.00 の医療用、外科用または歯科用の X 線装置で、保健省長官の承認を得たもの。

98	HSコード 9022.21.00、9022.29.00、9022.30.00 および 9022.90.00 の医療用、外科用または歯科用のアルファ線、ベータ線またはガンマ線の使用装置で、保健省長官の承認を得たもの。
99	ディスク、テープ、記憶装置、スマートカードおよびその他の音または現象を記録するための媒体で、記録されているかどうかにかかわらず、HSコード 8523.80.10 のもの
100	HSコード 8423.31.00 の計量機械（感度が 5cg 以上の天秤を除く）で、重量で作動する計数機またはチェック機を含む
101	HSコード 9018.19.00 の胎児モニターおよびパルスオキシメーターで、保健省長官の承認を得たもの
102	HSコード 8419.20.00 の滅菌器 ドライヒート、保健省長官の承認を得たもの
103	HSコード 3926 の針ホルダーと尿袋。
104	HSコード 3926.90.99 の止血帯で、保健省長官の承認を得たもの
105	魚の餌付け、水の操作、冷蔵保存、池の建設、魚の加工に必要な物品で、直接的に使用するために輸入または購入されたもの
106	プレハブのバイオガス装置。
107	バイオガス

ケニア関税制度／関税以外の諸税

108	家庭用・業務用の持続可能な燃料練炭。
109	HS コード 2207.20.00 の変性エタノール
110	トラクター（セミトレーラ用のロードトラクター以外）
111	医薬品の製造会社が輸入ないし国内調達するHSコード 84 及び 85 のプラント及び機械で保健長官の推薦を受けたもの
112	学校給食プログラムにかかるもので教育長官により承認されたもの
113	政府との特別なフレームワークに基づき、輸入ないし国内調達された財、投入物、原材料
114	ヒト用ワクチン製造にかかるもの又は 100 億シリング以上の投資を伴い、保健長官の推薦を受け財務長官により許可されたもの



パート2 次のサービスは付加価値税が免除される。

1	<p>次の金融サービス</p> <p>(a) 口座明細書の提供を含む、当座、預金、または貯蓄口座の運営</p> <p>(b) 発行、譲渡、受領その他の金銭の取扱い（送金サービスを含む）、および店頭支払いの受付。ただし、現金の運搬、現金自動支払機の補充、金銭の仕分けのサービスを除く。</p>
---	---

- (c) クレジットカードやデビットカードの発行
- (d) 現金自動預け払い機取引（現金自動預け払い機とそれを実行するためのソフトウェアの供給を除く）
- (e) 電信送金サービス
- (f) 外国為替取引（外国為替手形、国際郵便為替の提供を含む）
- (g) 小切手の取扱い、処理、清算および決済（小切手の特別清算または取消を含む）
- (h) 前払い、信用供与
- (i) 為替手形、約束手形、郵便為替などの金銭を対価とする有価証券の発行
- (j) 保証書、信用状、承諾書などの信用書類の提供
- (k) 債券、短期証券、株式などの譲渡、受取、その他の取引
- (l) 対価を得て債務を譲渡すること
- (m) これらの金融サービスを他者に代わって手数料ベースで提供すること
- (n) イスラム金融に準拠して構成された(a)から(m)までのあらゆるサービス

2	<p>次の (a) ~ (c) を除く保険・再保険サービスは VAT が免除される。</p> <p>(a) 管理および関連する保険コンサルタント業務</p> <p>(b) 数理計算上のサービス</p> <p>(c) 保険査定や損失調整のサービス</p>
3	<p>次の内容で提供される教育サービスは VAT が免除される。</p> <p>(a) 幼稚園、小学校、中学校</p> <p>(b) 高等専門学校、大学</p> <p>(c) 成人教育、職業訓練、技術教育を促進するために設立された機関（ただし、ビジネスまたはユーザー研修、および組織の仕事のやり方を改善するためのコンサルティングサービスに関しては適用されない）。</p>
4	医療、獣医、歯科、救急車、看護の各サービス
5	農業、畜産、園芸関連のサービス
6	埋葬と火葬のサービス

7	あらゆる輸送手段による旅客の輸送サービス（ただし、国際航空輸送または輸送手段がチャーターされている場合を除く）。
8	<p>土地や住宅の販売、賃貸、リースによる供給サービス。ただし、当該サービスが以下について提供される場合には、VAT 免除は適用されない。</p> <p>(a) 駐車場サービス</p> <p>(b) 会議・展示会サービス（ただし、教育機関が学習の一環として提供する場合を除く）</p>
9	政府が提供するコミュニティ、社会、福祉サービス
10	お茶やコーヒーの仲介サービス
11	<p>次のサービスは VAT が免除される。ただし、ビジネスとして提供される場合は、適用されない。</p> <p>(a) 教育、政治、宗教、福祉、その他の慈善団体がその会員に提供するサービス</p> <p>(b) 社会法（Cap.108）第 10 項に基づいて、または非政府組織調整法第 10 項に基づいて非政府組織調整委員会により登録された慈善団体であって、その収入が所得税法（Cap.470）第 1 表第 10 項に基づいて非課税とされ、社会サービス長官により承認された団体が提供する社会福祉サービス</p>

12	<p>次のようなエンターテイメント・サービス</p> <p>(a) 学習の一環として教育省長官の承認を受けた教育機関が実施する舞台劇やパフォーマンス</p> <p>(b) 文化・社会サービスを担当する省庁の後援の下で行われるスポーツ、ゲームまたは文化的パフォーマンス</p>
13	<p>以下の宿泊施設・レストランで提供されるサービス</p> <p>(a) 教育省長官が認可した教育訓練機関が、その機関の職員や学生のために運営する施設</p> <p>(b) 保健省長官が承認した医療機関が、その医療機関の職員や患者のために運営する施設</p> <p>(c) 従業員のために雇用主が運営する食堂やカフェテリア</p>
14	<p>教育省長官に認可を受けている機関が、学習の一環として教育機関向けに行う会議サービス</p>
15	<p>政府機関が、その敷地内で公務員に提供する駐車場サービス</p>
16	<p>携帯電話の通話料（ただし、携帯電話サービス会社は除く）</p>
17	<p>賭け事、ゲーム、ロッタリーのサービス</p>
18	<p>航空機のハイヤー、リース、チャーターサービス（HS コード 8802.11.00 および 8802.12.00 のヘリコプターを除く）</p>

19	財務省長官の承認を得て、公的援助を受けたプロジェクトの実施に直接的に使用されるサービス
20	財務省の承認を得て、映画製作者または映画エージェントが使用するために輸入または調達したサービス
21	政府が承認した人物による「下水道」サービスの提供
22	国立公園および国立保護区への入場料
23	ツアーオペレーターのサービス（自社用を除く）
24	50 エーカー以上のレクリエーションパーク、コンベンション・会議施設の建設に直接的に使用するためのサービスで、レクリエーションパークを所管する省庁の長官の承認があるもの。
25	宿泊施設を備えた専門病院の建設のために直接的に使用されるサービスで、保健省長官の承認があるもの。
26	郵便切手の供給を通じて提供される郵便サービス（郵便ポストや郵便袋のレンタルを含む）およびその付帯サービス
27	サービスの輸出
28	不動産投資信託や資産担保証券への資産の移転などに関連する取引サービス
29	政府との特別なフレームワークに基づくビジネスに従事するサービス

30	ヒト用ワクチン製造にかかるもの又は 100 億シリング以上の投資を伴い、保健長官の推薦を受け財務長官により許可されたもの
----	--